

■パブリックコメント（意見募集）実施結果の概要

案件名	第3次光市環境基本計画（素案）に対する意見について
募集期間	令和4年10月4日（火）～令和4年11月2日（水）
担当課 (問合せ)	環境部 環境政策課 電話 0833(72)1465 FAX 0833(72)5943 電子メール kankyouseisaku@city.hikari.lg.jp

▼ 募集概要

このたび第3次光市環境基本計画（素案）がまとまりましたので、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

パブリックコメントは、計画等の立案過程における市民参画を進めるとともに、説明責任を果たすことで、市政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図るために実施するものであり、市民の皆様のご意見・ご提言をより反映させた計画とするため、計画の案を公表し、意見を募集しました。

▼ 意見を提出できる人

- 1 光市に住所がある個人又は市内に事業所を有する法人・団体
- 2 光市に通勤又は通学している人

▼ 意見提出者数及び提出件数

- 1 提出者数 2名 提出件数 18件
- 2 提出方法
 - (1) 窓口に持参 1件
 - (2) ファクシミリ 0件
 - (3) 電子メール 1件
- 3 提出者区分
 - (1) 市内に住所がある個人 1名
 - (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する個人 1名

▼ 意見の計画案への反映状況

ご意見の内容を整理検討した結果、計画案を一部修正しました。

また、計画案に反映されなかったご意見についても、今後の参考意見として十分に踏まえながら、計画の実施を進めてまいります。

▼ 資料の開示方法

(資料内容)

- 第3次光市環境基本計画（素案）

(閲覧方法等)

- 1 閲覧用資料の窓口設置 15か所
本庁（環境政策課、情報公開総合窓口）、福祉総務課（あいぱーく光）、地域づくり支援センター、大和支所、各出張所及びコミュニティセンター（伊保木、光井、中島田、束荷、塩田）
- 2 市ホームページに掲載

▼提出された意見の概要と市の考え方

◆ 1 計画の内容について（意見数：16件）

No.	ご意見	市の考え方
1	地方行政ができることは、住民が住む快適な環境づくりであり、市民一人ひとりに自分の家の周りをきれいにする意識を高めていく啓蒙活動に取り組むとともに、伸び放題の雑草をどうにかしてほしい。	市や地域が実施する環境保全活動への参加の促進や環境学習等を通じて、市民の環境保全意識の醸成を図り、一人ひとりが自発的に身近な環境の保全に取り組むよう努めます。
2	第1章の1「計画策定の背景」の「(1)国際的な動向」、「(2)国および県の動向」および「(3)これまでの市の取組」の記述について、対応の経過が分かりにくいので、年表化した資料/表を追加してほしい。	それぞれの出来事や計画策定等に対して年を表記するとともに、時系列で整理していることから、追加は考えていません。
3	第1章の2「計画の位置付け」の図中に「関連計画」とあるが、環境基本計画の重要性を示すため、関連計画の全てまたは一部を明示してはどうか。	本計画に関連する計画は多数あり、関係性も様々であることから、図の複雑化を避け、分かりやすくするために簡略化した図としています。
4	第1章の5「計画の対象となる主体」の中で、市民という表現に「通勤・通学者」他を含めるのは無理があると感じるため、別の表現にしてはどうか。	本計画策定の根拠法となる光市環境基本条例において、通勤・通学者、滞在者および通過者は、市民に準じた責務を負うことと定めています。このため、本計画では通勤・通学者等を市民に含むものとして整理しています。
5	第2章の1「地域の特徴」の「(1)自然」の項目など、市内各地域に関する項目については、地図資料を追加してほしい。	ご意見を参考に、地図資料の掲載について検討します。
6	第2章の2「温室効果ガス排出量」にかかる詳細なデータ等について、計画に掲載しないとしてもどこかで確認できるようにしてほしい。	市ホームページでの掲載を検討します。
7	第3章の冒頭の第2次光市環境基本計画における「3つの基本方針」を明示してほしい。	ご意見を踏まえ、3つの基本方針を文中に追加します。
8	第5章「施策の柱1 自然敬愛精神の醸成」に各種施策を列記されているが、「ポイ捨てを行ってそのまま立ち去ってしまう市民」に対してどう対応するか困難であり、計画に記述できないかもしれないが、対応策を検討してほしい。	ご意見として承ります。

9	第5章「施策の柱2 環境保全対策の推進」の各種施策に対し、いかに市民に関心を持ってもらうかが重要と考えることから、そのような視点での施策を実施してほしい。	市や地域が実施する環境保全活動への参加の促進や環境学習等を通じて、市民の環境保全意識の醸成に努めます。
10	第5章「施策の柱3 生物多様性の保全」については、行政・専門家に任せる部分が多いと思われるが、市民等からの情報が速やかに行政関係各所に届く施策をお願いしたい。	市民等からの情報を速やかに共有できるよう、庁内関係各課との連携に努めます。
11	第5章「基本方針II 地球温暖化対策の推進」について、国を含め行政の対応は「生ぬるい」と感じている。基本計画に可能な限りの対応を列記し、その後の対応は、関係者意見を常時汲み取り、前倒し・計画になかった案件も実施されるようお願いしたい。	本計画には、現時点で取り組むべき施策を記載しています。計画策定後は、関係各所からの意見等を踏まえながら、必要に応じて検討します。
12	第5章「基本方針III 循環型社会の実現」について、国を含め行政の対応は「生ぬるい」と感じている。基本計画に可能な限りの対応を列記し、その後の対応は、関係者意見を常時汲み取り、前倒し・計画になかった案件も実施してほしい。	本計画には、現時点で取り組むべき施策を記載しています。計画策定後は、関係各所からの意見等を踏まえながら、必要に応じて検討します。
13	第6章「リーディングプロジェクト」に掲載されている数値目標について、過去の数値推移、未来の目標値、過去推移の影響案件および今後の影響懸念事項を提示してはどうか。	第2次光市環境基本計画後期リーディングプロジェクトと同様の指標については、本計画の第3章において、評価と課題を十分検証した上で、リーディングプロジェクトの計画期間（令和5年度～令和9年度）中に達成すべき目標値を設定しています。また、新たに設定した指標については、学識経験者や企業の代表者等で構成する環境審議会等において、妥当性を十分に検討した上で目標値を設定しています。
14	第6章「リーディングプロジェクト」の「各主体に求められる役割」では、市民、事業者に具体的行動を要求しつつ、市は「周知・啓発に取り組みます。」といった表記が見られるため、指導等、市の積極的な対応を検討してほしい。	市の役割として、まずは様々な取組の周知・啓発が重要と考えています。その上で、必要に応じた対応を検討します。

15	<p>「環境」については、光市のみでの対応が不可能な事項も存在するため、近隣自治体等との関係性や調整などについて計画に盛り込んでほしい。</p>	<p>第7章「計画の推進」において、関係自治体等との連携強化について掲載しています。</p>
16	<p>計画の様式、体裁等について</p> <p>① 年数表記は西暦元号併記または西暦表記に統一してはどうか。</p> <p>② 図表等には通し番号を付記してはどうか。</p>	<p>様式、体裁等については、以下のとおり整理しています。</p> <p>① 計画期間を超えて年号を表記する場合は、西暦（元号）を併記し、それ以外は元号のみとするなど、一定のルールに基づき表記しています。</p> <p>② 図表と説明文章が近接し、内容が把握可能であることから、通し番号は、特段に付記していません。</p>

◆2 計画以外の部分について（意見数：2件）

No.	ご意見	市の考え方
1	締め切りの設定が日付のみで不明確なため、明確にしてほしい。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。
2	市ホームページ上のメール機能が使いにくいで、アドレスを明示してほしい。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。

担当課：光市環境部環境政策課

問合せ：0833-72-1465